

## 平成 28 年度の弁護士による無料法律相談について

富山県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人とやま被害者支援センター

### 1 法律相談実施曜日・時間

法律相談は、毎月最終水曜日の午前 10 時から午前 12 時までの間に実施します(平成 28 年度は下表のとおり)。ただし、相談内容並びに相談者及び当番弁護士の都合により、相談日を変更いたします。

無 料 法 律 相 談 日					
相談年月日	曜日	相談時間	相談年月日	曜日	相談時間
平成 28 年 4 月 27 日	水	午前 10:00 ～ 午前 12:00	平成 28 年 10 月 26 日	水	午前 10:00 ～ 午前 12:00
平成 28 年 5 月 25 日	水		平成 28 年 11 月 30 日	水	
平成 28 年 6 月 29 日	水		平成 28 年 12 月 28 日	水	
平成 28 年 7 月 27 日	水		平成 29 年 1 月 25 日	水	
平成 28 年 8 月 31 日	水		平成 29 年 2 月 22 日	水	
平成 28 年 9 月 28 日	水		平成 29 年 3 月 29 日	水	

### 2 実施場所

とやま被害者支援センター 面接室

### 3 実施内容

#### (1) 対象案件

法律相談は犯罪被害（身体犯）に関する相談に限り、予約制とします。

#### (2) 相談日における相談件数

1 相談日あたり 4 件までとし、相談予約件数が 4 件を超えた場合は、当該月の当番弁護士と協議し、臨時の相談日を設けるか又は翌月の相談日に実施するか決定します。

### 4 費用

原則、初回のみ無料とします。

### 5 弁護士

富山県弁護士会犯罪被害者支援委員会の当月当番弁護士が相談に当たります。

### 6 陪席

当センターの支援相談員が陪席いたします。